## 名古屋都市計画防災街区整備方針



## 防災街区整備方針

## ●基本方針

老朽化した木造建築物が密集し、かつ公共施設が不充分な密集市街地については、防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、安全な市街地の形成を目指します。

具体的には、密集市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区について、土地区画整理事業、住宅市街地総合整備事業などの推進を図ります。

●一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区(防災再開発促進地区) 名古屋市において、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区(防 災再開発促進地区)として、表-1及び図のとおり整備の計画を定めます。

## <表-1>

図 面 番 号 地 区 名 (面 積 ha)	1 筒井地区 (約 16ha)	2 葵地区 (約 9ha)	3 大曽根北地区 (約 30ha)
イ 地区の再開発 整備等の主た る目標	○都市計画道路の整備と木 造住宅密集地の整備を促 進し、商業と住環境が調 和した市街地の形成を図 る。	○都市計画道路の整備と木 造住宅密集地の整備を促 進し、商業と住環境が調 和した市街地の形成を図 る。	○都市計画道路の整備と木造 住宅密集地の整備を促進 し、商業・工業と住環境が 調和した市街地の形成を 図る。
ロ 防災街区の整 備その他の土 地利用計画の 概要	○公共施設の整備とあわせ て老朽化した木造の建築 物の除却を促進し、地区 の防災性の向上を図る。	○公共施設の整備とあわせ て老朽化した木造の建築 物の除却を促進し、地区の 防災性の向上を図る。	○公共施設の整備とあわせて 老朽化した木造の建築物 の除却を促進し、地区の防 災性の向上を図る。
ハ 都市施設、地 区防災施設及 び地区施設の 整備方針	<ul><li>○車道町線、手代町線を整備するとともに、区画道路及び公園を整備する。</li></ul>	○布池町線を整備するとと もに、区画道路及び公園を整 備する。	○赤萩町線、堀越天神橋線等 の都市計画道路を整備す るとともに、区画道路及び 公園を整備する。
ニ 建築物の更新 の方針	○共同・協調建替え等建築 活動の誘導による更新を 図る。	○共同・協調建替え等建築活動の誘導による更新を図る。	<ul><li>○共同・協調建替え等建築活動の誘導による更新を図る。</li></ul>
ホ 公共及び民間 の役割等	<ul><li>○市住宅供給公社により市 街地再開発事業を行う。</li></ul>	<ul><li>○基盤整備は公共団体等が行う。</li><li>○建築物の更新は公共の誘導により民間が実施する。</li></ul>	○都市基盤整備は公共団体が 行い、宅地の活用及び共 同・協調建替え等は公共の 誘導により民間が実施す る。
<ul><li>へ おおむね5年 以内に実施予 定の事業 ( )事業中</li></ul>	(土地区画整理事業) (住宅市街地総合整備事業 (密集住宅市街地整備型))	(土地区画整理事業) (住宅市街地総合整備事業 (密集住宅市街地整備型))	(土地区画整理事業) (住宅市街地総合整備事業(密 集住宅市街地整備型))
ト おおむね 5 年 以内の都計決 定・変更			
チ その他特記す べき事項			